

社会福祉法人 たいよう福祉会 定款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームソーレ東根の経営

地域密着型特別養護老人ホームソーレ大石田の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業（短期入所生活介護事業所ソーレ東根）の経営

(ロ) 老人デイサービス事業（通所介護事業所ソーレ東根）の経営

(ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護ソーレ東根）の経営

(3) 公益事業

(イ) 特定施設入居者生活介護事業（有料老人ホームソーレ東根）の経営

(ロ) 病後児保育事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人たいよう福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

第4条 この法人の住所を山形県東根市温泉町二丁目5番3-5号に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみよっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内

にこれを招集しなければならない。

- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務代理)

第10条 理事長に事故ある時、又は欠けたとき、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告を作成し、理事会、評議員会及び山形県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第 13 条 評議員会は、13 名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第 14 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権限の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員の意見を聴かなければならない。

(同前)

第 15 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 16 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が 3 名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 17 条 評議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 1 評議員は、再任されることができる。

第四章 資産及び会計

(資産の区分)

第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 山形県東根市温泉町二丁目 4272 番 2 所在の特別養護老人ホーム
ソーレ東根敷地他 2,357.70 m²

山形県東根市温泉町二丁目 4267 番 18 所在のグループホームソーレ東根敷地 2,379.27 m²

山形県東根市温泉町二丁目 4267 番 1 所在の特別養護老人ホーム
ソーレ東根敷地 5,152.9 m²

- (2) 東根市温泉町二丁目 4270 番地 1, 4272 番地 2, 4271 番地 3 所在の
家屋番号 4270 番 1 の 2 の建物

特別養護老人ホームソーレ東根

養護院 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 1 階 3,611.07 m²

2 階 2,763.07 m²

車庫 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 96.00 m²

物置 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 11.20 m²

- ポンプ室 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 7.63 m²
- (3) 山形県北村山郡大石田町大字駒籠 413 (住居表示)
所在 北村山郡大石田町大字駒籠字壇ノ浦 413 番地、2586 番地 5、
2586 番地 4、2586 番地 3、2586 番地 1
家屋番号 413 番地の建物
養護院 鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき 3 階建
1 階 753.05 m²
2 階 720.39 m²
3 階 720.39 m²
体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき平家建
847.95 m²
- (4) 山形県東根市温泉町二丁目 5・15 (住居表示)
所在 東根市温泉町二丁目 4267 番地 18
家屋番号 4267 番 18
グループホーム 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 499.70 m²

- 3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は第 27 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 19 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、山形県知事の承認を得なければならない。ただし、次の号に掲げる場合には山形県知事の承認は必要としない。

- (一) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (二) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(財産の管理)

第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に代えて、保管する。

(特別会計)

第 21 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 22 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 23 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及びこれに関する監事の意見を記載した書面について、各事業所に備えて置くとともに社会福祉法人たひよう福祉会の会報に記載するものとする。

また、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者、その他利害関係人から請求があった場合には正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 24 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 25 条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第 26 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第五章 公益を目的とする事業

(種別)

第 27 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持し

つつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する事などを目的として、次の事業を行う。

- (1) 特定施設入居者生活介護事業
 - (2) 病後児保育事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(余剰金が出た場合の処理)

第28条 前条の規定によって行う事業から余剰金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、山形県知事の認可を受けなければならない。

第七章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、山形県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規程する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山形県知事に届け出なければならない。

第八章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 33 条 この法人の公告は、社会福祉法人たひよう福祉会の掲示上に掲示するとともに、官報又は山形新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 34 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする、ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	安 藤 政 弘
理 事	肌 附 英 幸
理 事	海 野 善 範
理 事	深 瀬 四 郎
理 事	喜 嶋 與 平 治
理 事	井 苺 ま り 子
監 事	後 藤 寛
監 事	石 垣 卓 雄

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

この定款は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。

この定款は、平成 23 年 5 月 31 日から施行する。

この定款は、山形県知事の認可あった日から施行する。但し、改正後の定款第 1 条、第 7 条、第 11 条及び 13 条から 17 条、27 条の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、山形県知事の認可あった日（平成 25 年 12 月 9 日）から施行する。（第 1 条、第 18 条）

この定款は、山形県知事の認可あった日（平成 27 年 5 月 13 日）から施行する。

（第 1 条 (2) (ハ)）

この定款は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。（第 18 条 2 (1)、2 (4)）

社会福祉法人たいよう福社会定款施行細則

第一章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人たいよう福社会（以下「本法人」という。）定款第27号の規定により、法人の管理運営及び業務細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 理 事 会

(決議事項)

第2条 理事会の決定を得て行う本法人の業務は次の通りとする。

- (1) 施設長の任免及び重要な人事
- (2) 基本財産の処分（取り壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定及び運用財産等の切り替え）及び担保提供
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 法人の解散及び解散後の財産の帰属者の選定
- (7) 合併
- (8) 定款の変更
- (9) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。）の処分
- (10) 新たな事業の経営又は受託
- (11) 社会福祉事業に関する許認可等申請
- (12) 金銭の借入
- (13) 借入金の償還計画の変更
- (14) 法人の運営規程に関する規則の制定及び変更
- (15) 施設用財産（土地、建物及び重要な設備）に関する契約その他主要な契約
- (16) 寄附金の募集
- (17) その他法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第3条 理事会に報告すべき本法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事会の職務代理者の氏名
- (2) 監事の監査結果
- (3) 行政官庁が実施する検査又は調査の結果、改善指示がある場合はその改善状況

- (4) 理事長が専決した事項
- (5) その他役員から報告を求められた事項

(理事会)

第4条 理事会は、定例会と臨時会に分けて理事長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 5月理事会
 - ア 前年度の決算報告及び事業実施報告
 - イ その他第2条及び第3条に規定する事項
- (2) 11月理事会
 - ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
 - イ その他第2条及び第3条に規定する事項
- (3) 3月理事会
 - ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
 - イ 翌年度の予算及び事業計画
 - ウ その他第2条及び第3条に規定する事項

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき又は定款第9条第3項の規定に基づき理事会の開催請求があった時に、理事長が招集する。

(理事会の招集)

第5条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案及び報告提案件書を添付するものとする。

(理事会の開会)

第6条 理事長は、理事会の開会の定刻に至った時は、出席した理事の数を確認し、定款第9条第5項の成立要件を満たしている事を確認したのち、開会を宣言し議長を選任するものとする。

(関係者の出席)

第7条 議長は、必要がある時は、職員関係者の出席を求め、提出議案の内容などについて説明させることができる。

(議事録)

第8条 議長は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 理事長は、議事録の正確を期するため、適当と認める議員に理事会の議事の経過理事会において選任した理事2名が行うものとする。
- 3 議事録の署名又は記名押印は、出席理事のうち議長及び理事会において選任した理事2名が行うものとする。
- 4 議事録は提出議案書及び報告書を添付して保存する。

(欠席理事への報告)

第9条 理事長は、理事会に欠席した理事に議事の概要及び決議結果を記録した書面を理事会終了後 14 日以内に送付するものとする。

第三章 監 事

(監査の実施)

第 10 条 定款第 11 条に規定する監事の決算監査は、事業年度終了後 2 カ月以内に実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認める時は、本法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、監査項目と監査結果に基づき、前 2 項の監査を実施するものとする。

(監査結果報告書)

第 11 条 監事は、5 月理事会までに監査結果報告書を作成し、署名押印の上理事長に提出し、理事会及び山形県知事に報告しなければならない。

第四章 役員を選任

(選任手続)

第 12 条 理事長は、役員任期満了直前の理事会において、次期役員となるべきものを選出し、理事会の同意を得た上で選任された役員に委嘱状を交付しなければならない。

2 委嘱状を交付された役員は 14 日以内に就任承諾書に印鑑登録証明書及び履歴書を理事長あて提出しなければならない。

ただし、再任の役員にあつては、就任承諾書とする。

(途中退任)

第 13 条 役員はやむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、予め理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 14 条 役員欠員補充については、第 12 条の規定に準用する。

(役員名簿)

第 15 条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成して保存しておかなければならない。

第五章 事務局

(事務局の構成)

第 16 条 法人に事務局を置き、事務員を配置する。

2 事務員は職員の内から理事長が任免する。

3 事務員は、事務局の分掌事務を掌理し、事務を処理する。

(分掌事務)

第 17 条 事務局の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 理事会に関する事
- (2) 諸規定の整備に関する事
- (3) 財産の取得、管理及び処分に関する事
- (4) 資金の計画、調達及び運用に関する事
- (5) 登記に関する事
- (6) 職員の人事に関する事
- (7) 事業計画及び予算に関する事
- (8) 事業報告及び決算に関する事
- (9) 本部会計に関する事
- (10) 現況の報告に関する事
- (11) 許認可等各種申請に関する事
- (12) 目的事業の進行管理に関する事
- (13) その他理事長が指示した事項に関する事

第六章 事務の専決及び代決

(事務の専決)

第 18 条 理事長及び施設長の専決することのできる事務は、別表 1 のとおりとする。

(理事長の職務の代理)

第 19 条 理事長に事故ある時は、理事長が指名した職務代理者がその事務を代行する。

(専決等の報告)

第 20 条 専決又は代決を行ったものは、速やかに文書または口頭により理事会に報告するものとする。

第七章 公 印 管 理

(公印管理)

第 21 条 公印の種類、名称、寸法及び管理者は別表 2 のとおりとする。

- 2 管理者は、行員の管理に万全を期さなければならない。
- 3 公印を使用する職員は、承認済の起案書に公印を押印すべき文書を添えて管理者に提示し、その承認を得なければならない。

(新調及び廃止)

第 22 条 管理者は、公印を新調し又は廃止しようとするときは、事前に理事長の承認を得なければならない。

- 2 管理者は、その管理する公印について、紛失、破損が生じたときは、直ちに理事長に届けなければならない。

第八章 文 書 管 理

(文書の受理)

第 23 条 文書の取扱責任者は、理事長が任命する。

- 2 到着した文書（私信又は定期刊行物等簡易文書は除く。）文書受理簿所要事項を記載し、理事長又は施設長の閲覧を経て、当該業務担当者に引き継ぐものとする。
- 3 文書を引き継いだ業務担当者は、その文書の趣旨に副い、法人・施設として対応すべき事項にあつては速やかに処理しなければならない。

(文書の発送)

第 24 条 発送する文書は、文書取扱者が文書発送簿に所定事項を記載して行う。

(文書の保管)

第 25 条 文書は法令その他格別の定めがあるもののほか、次により保存する。

(1) 永久保存

- ア 主務行政庁への許認可申請書及び許認可書
- イ 定款その他の諸規定
- ウ 登記及び登記に関する書類
- エ 理事会の議事録及び議案書
- オ 事業計画書及び収支予算書
- カ 事業報告書並びに財産目録、貸借対照表、収支計算書及び決算付属明細表
- キ 役職員の委解職、任免、退職手当の最低等に関するもの
- ク 工事請負契約書その他重要な契約書
- ケ 主務行政庁の通知などで例規となるもの

- コ その他理事長が必要と認めた書類
- (2) 10年保存
 - ア 主務行政庁の通知など重要なもの
 - イ 前号以外の会計帳簿及び書類
 - ウ その他理事長が必要と認めた書類
- (3) 5年保存
 - ア 受信文書
 - イ その他理事長が必要と認めた書類
- (4) 3年保存
 - ア 前号以外の会計帳簿及び書類

2 前号の期間については、当該事業年度の終了した翌日から起算する。

(文書の破棄)

第26条 保存期間を満了した文書は、理事長又は施設長の責任において破棄する。

第九章 評議員会

(評議員会の権限)

第27条 評議員会が審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算に関する事
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事
- (3) 事業報告、決算に関する事
- (4) 定款の変更に関する事
- (5) 基本財産の処分に関する事
- (6) 理事選任の同意及び監事選任に関する事
- (7) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定に関する事
- (8) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(評議員会の招集)

第28条 理事長は、評議員会を開催する時は、書面をもって招集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。

- 2 前項の書面には、提出議案書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第29条 議長は、必要がある時は、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第 30 条 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、評議員会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果をさせることができる。
- 3 議事録は、提出議案書を添付して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第 31 条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決の結果を記録した書面を評議員会終了後 14 日以内に送付するものとする。

(評議員の選任)

第 32 条 理事長は、評議員の任期満了の直前の理事会までに次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。

- 2 理事長は、理事会の同意を得た上で、選任された評議員に対し委嘱状を交付するものとする。
- 3 委嘱状を交付された評議員は、14 日以内に就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(途中退任)

第 33 条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 34 条 評議員の欠員補充については、第 32 条の規定を適用する。

(評議員名簿)

第 35 条 理事長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかななければならない。

附則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。